

受注型企画旅行条件書

本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。）

第1条: 受注型企画旅行契約

- この旅行は、万達旅運株式会社(以下「当社」という)が企画・募集・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様当社と受注型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。
- 契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)またはホームページ(以下「契約書面」という)・本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表および当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部(以下「約款」という)によります。但し、海外発着のものは、当社特定海外旅行業約款受注型企画旅行契約の部によります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けず。

第2条: 旅行契約のお申し込み・ご予約

- 当社または旅行業法で規定された「受託営業所」(以下、「当社」という)のそれぞれにおいて、ご来店、電話、郵便、ファクシミリ、Eメール及びそのほかの方法にてお客様からの旅行契約のお申し込みまたはご予約を承ります。
- 当社は、同一コースにて、同時に参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者(以下「契約責任者」という)を定めてお申込みいただいた場合、当社らは、特約を結んだ場合を除き、契約責任者が当該団体を構成するお客様(以下「構成者」という)の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体にかかわる旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。この場合、契約責任者は当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らにご提出いただけます。なお、当社らは契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来背負うことが予想されている債務または業務については、何ら責任の追うものではありません。また、当社らは、契約責任者が当該団体に同行しない場合、旅行開始後においてはあらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記のお申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。
- 当社らは電話、郵便、ファクシミリ、Eメール及びその他の通信手段による契約のお申し込みを受け付ける場合がございます。この場合、契約はご予約の時点では成立しておらず、当社らご予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出とお申込金のお支払または、クレジットカードの会員番号を通知していただきます。この期間内に申込金を提出されない場合、またはクレジットカードの会員番号を通知しない場合、当社らはお申込みがなかったものとして取り扱いたします。
- 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- 申し込みの額は以下別表1の通りです。なお、申込金は後記する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれの一部または全部として取り扱いたします。
- お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様が待ち予約の状態でお待ちいただける期限を確認した上でお客様を待ち予約のお客様として登録し、ご予約可能となるよう、手配努力する場合がございます。この場合当社らは申込金をお預かりし、当社らご予約が可能となった旨を通知した時に、申込金として受領いたします。但し、「当社らご予約が可能となった旨を通知する前にお客様より待ち予約登録の解除のお申し出があった場合」または「お待ちいただける期限までに結果としてご予約できなかった場合」は、当社らは当該申込金を全額払い戻したします。
- 本条7の場合、手配完了は保証されたものではございません。

別表1

区分	申込金(お一人)
ご旅行代金が 30 万円以上	50,000 円以上ご旅行代金まで
ご料代金が 15 万円以上 30 万円未満	30,000 円以上ご旅行代金まで
ご旅行代金が 15 万円未満	20,000 円以上ご旅行代金まで

但し、特定期間・特定コースにつきましては別途募集パンフレットまたはホームページに定めるところによります。上記別表内の「旅行代金」とは、本条6の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

第3条: お申し込み条件

- 旅行開始時点で15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。コースによりましては、旅行の安全かつ円滑な実施のためにご参加をお断りさせていただくか、保護者の同行などを条件とさせていただく場合がございます。また、ご参加の場合に、コースの一部について内容を変更させていただく場合がございます。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- 旅行のお申し込み時に、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合医師の健康診断書を提出していただく場合がございます。また、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はおお客様のご負担といたします。なお、妊娠中の方はお客様ご自身の責任においてご参加いただくことを条件といたします。但し、妊娠36週以降(出産予定日の4週間以内)の航空機搭乗及び出産予定日がはっきりしない場合は、健康診断書の提出が必要ですが、航空機搭乗が出産予定日の14日以内の場合は、産科医の同伴が必要です。いずれの場合も、現地事情や関係機関などの状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介護者などの同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、またはご負担の少ない他の旅行をおすすめするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合がございます。
- 当社は、本条1・2・3の場合で、当社よりお客さまにご連絡が必要な場合は、1・2はお申し込みの日から、3はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- お客様が旅行中に疾病、傷害、その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施を図るために、必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はおお客様の負担となり、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。
- お客様の都合による別行動は原則としてお受けいたしかねます。但し、別途条件(手配旅行契約等)でお受けすることもございます。
- お客様の都合により、旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時などについて必ず添乗員もしくは係員にご連絡いただきます。
- 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申し込みをお断りすることがあります。
- 通信契約の場合、お客様のクレジットカードが無効であるなど、お客様が旅行代金を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、お申し込みをお断りする場合がございます。
- その他当社らの業務上の都合で、お申し込みをお断りすることがあります。

第4条: 旅行契約の成立時期

- 第2条3・4の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立いたします。
- 第2条7の場合は、お待ちいただける期限内に契約締結が可能となり、且つこの時点までにお客様より待ち予約登録の解除のお申し出がなく、当社らが契約締結が可能になった旨をお客様に通知し申込金を受領した時点で成立いたします。
- 電話またはご来店による事前のお申し込みまたはご予約が一切なく、ファクシミリ、電報、テレックス、Eメール及び郵便などにてお申し込みまたはご予約がなされた場合は以下の時点で成立いたします。
 - 事前に申込金のお支払いがあったときは、当社らが承諾した旨の通知を發した時
 - 事前に申込金のお支払いがないときは、当社らが申込金を受理した後に当社らが承諾した旨の通知を發した時

第5条: 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当社は、旅行契約成立後、速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面は募集パンフレットまたはホームページ、本旅行条件書などにより構成されます
- 当社はあらかじめ本条1の契約書面を補完する書面として、お客様に、集合時刻・場所、最低限日本発着時に利用する運送機関の名称及び便名、宿泊機関などに関する確定情報を記載した「最終旅行日程表」を遅くとも旅行開始日の前日までにしてお渡しいたします。(原則として、旅行開始日の2週間前～7日まではお渡しするよう努力いたしますが、年末年始やゴールデンウィークなど特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しする場合がございます。この場合でも、旅行開始日の前日までにしてお渡しいたします)但し、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合がございます。なお、お渡し方法には郵送を含みます。
- 当社はあらかじめお客様の承諾を得て、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面または確定情報を記載した「最終旅行日程表」の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により、当該書面に記載すべき事項を提供する場合がございます。その場合は、お客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記載されたことを確認いたします。
- 本条3の場合、お客様の使用する通信機器に記載事項を記録するためにファイルが備えられていないときは、当社らの使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、お客様が記載事項を閲覧したことを確認いたします。

第6条: 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日(以下「基準日」という)より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した期日までにお支払いいただきます。

第7条: お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告またはパンフレットまたはホームページの価格表示欄に「旅行代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計金額から「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。この合計金額が「申込金」「取消料」「違約料」「変更補償金」の額を算出する際の基準となります

第8条: お客様が出発までに実施する事項

- 旅券(パスポート)、査証(ビザ)について
 - 旅行に要する旅券(パスポート)・査証(ビザ)の確認、取得は、お客様の責任で行っていただきます。但し、当社らでは、所定の料金を申し受け、別途契約として手続きなどの一部代行を行う場合がございます。
 - 日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。
- 保健衛生について
 - 渡航先(国または地域)によっては、予防接種証明書の取得が必要な場合がございますので、その確認・取得はお客様の責任で行っていただきます。なお、渡航先の衛生状況や予防接種に関する情報については、「厚生労働省海外渡航者のための感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
- 海外危険情報について
 - 渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がございます。お申し込みの際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、「外務省海外安全ホームページ」 www.anzen.mofa.go.jp 外務省領事サービスセンター(海外安全担当): 03-5501-8162 でもご確認ください。
- 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について
 - 旅行のお申し込み後、その確認・取得はお客様の責任で行っていただきます。外務省の「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合がございます。この場合は旅行代金の全額を返金いたします。但し、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を催行する場合がございます。この場合にお客様が取りやめられるときは、当社は所定の取消料をいただきます。
- 当社は本条1の業務を行うことで、実際にお客様が渡航書類を取得ができず、または関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社らはその責任を負うものではありません。

第9条: 旅行代金に含まれているもの

- 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。等級が選択できるコースで募集パンフレットまたはホームページに明示します)
- 旅行日程に明示した送迎(空港・駅・埠頭と宿泊場所間)、都市間の移動のバス・車などの料金。
- 旅行日程に明示した観光の料金(バス・車などの料金・ガイド料金。入場料など)
- 旅行日程に明示したホテルの宿泊料金及び税、サービス料金(募集パンフレット、ホームページなどに特に別途の記載のない限り、2人部屋に2名様または3名様の宿泊を基準といたします)

- 旅行日程に明示した食事の料金、税、サービス料金
 - お1人につきスーツケース等1個の受託手荷物運搬料金。(お1人20kg以内が原則ですが、クラス、方面によって異なりますので、詳しくは係員におたずねください。)手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。
 - 添乗員が同行するコースの添乗員経費
 - 団体行動中のチップ
- ※上記1～8の諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

第10条: 旅行代金に含まれていないもの

- 第9条のほかは旅行代金に含まれておりません。その一部を以下に例示いたします
- 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
 - クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイドに対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料
 - 傷害・疾病に関する医療費
 - 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・旅券証紙代、査証料、予防接種料金、傷害疾病保険料及び渡航手続代行料金)
 - 日本国内の空港施設使用料(但し、募集パンフレットまたはホームページ上で、当社が含んでいる旨を明示した場合を除きます)
 - 旅行日程中の空港税・出国税・国際旅客航路料及びこれに類する諸税・料金(日本国内通行税を含む)但し、募集パンフレットまたはホームページ上で、当社が含んでいる旨を明示した場合を除きます)
 - 運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージなど)但し、募集パンフレットまたはホームページ上で、当社が含んでいる旨を明示した場合を除きます)
 - 日本国内におけるご自宅から発着空港など集合・解散地点までの交通費、日本国内での宿泊費等
 - 一人部屋を使用される場合の追加料金
 - 希望者のみが参加するオプションツアー(別途費用の小旅行)などの料金。

第11条: 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航(運行)計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」という)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

第12条: 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後、次の場合を除き旅行代金および追加代金・割引代金の変更は一切いたしません

- 利用する運送機関の適用運賃・料金が、パンフレットに記載の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日時から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知します。
- 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額いたします。既に旅行代金のお支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
- 前項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、運送・宿泊機関などの座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はこの変更差額だけ旅行代金を増額いたします。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず該当利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更いたします。

第13条: お客様の交替

- お客様は万が一の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、この場合、お客様は所定の事項を記入の上、所定の用紙を当社に提出していただきます。この際、交替に要する実費および手数料として1万円をお支払いいただきます。(但し、取消料対象期間外の場合を除きます)
- 契約上の地位の譲渡は、当社の承諾を得、かつ手数料を当社が受理した時に効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお、当社はコース・時期などにより当該交替をお受けできない場合がございます。

第14条: 旅行契約の解除・払戻し

①旅行開始前の解除・払戻し

1. お客様による旅行契約の解除・払戻し
- (ア) お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、解除のお申し出は、当社らの営業時間内にお受けいたします。(本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース並びに海外発着コース(当社の海外受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途参加料金を受取して実施する海外受注型企画旅行(オプションルツアー)を除く)

取消料

取消料 お一人	取消料
旅行開始日がピーク時の受注型企画旅行であり、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目あたりの日以降31日目にあたる日まで。	旅行代金の10%以内
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の20%以内
旅行開始日の前々日以降出発日の集合時刻まで	旅行代金の50%以内
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

注: ピーク時は4月27日～5月6日 7月20日～8月31日 12月20日～1月7日を行います。

注: 日本発着時に船舶を利用する旅行及び日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行であって、募集パンフレット上にクルーズ約款を適用する旨の記載があるものはパンフレットに明示する取消料によります。

- (イ) お客様は次の各一に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除できます。
- 第11条に基づき、旅行契約内容の重要な変更が行われたとき。但し、その変更が第22条(表)に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - 第12条1に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社らが、お客様に対し第5条3に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日まで期日までにお渡ししなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (ウ) 当社らは、本条①の1の(ア)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本条①の1の(イ)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻しをいたします。
2. 当社の解除権
1. 次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合がございます
- お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認められるとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
 - お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様の数が募集パンフレットまたはホームページに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(パンフレットに定める取消料の中で規定するピーク時に旅行を開始するものについては、33日目)に当たる日より前に、また、同期間以外に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
2. 当社は本条①の1の(イ)により旅行契約を解除したときは、すでに収受し

②旅行開始後の解除・払戻し

1. お客様による旅行契約の解除・払戻し
- (ア) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (イ) お客様の責に帰さない事由により旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分に相当する代金から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払戻しをいたします。
2. 当社の解除・払戻し
- (ア) 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除する場合がございます
- お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (イ) 当社が本条②の2の(ア)により旅行契約の解除が行われたときは、当社とお客様の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅いたします。すなわちお客様がすでに提供の受けたサービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- (ウ) 解除の効果及び払戻
- 本条②の2の(ア)に記載した理由で当社が旅行契約を解除したときは、本条①の1の(ア)によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除する場合を除き、契約の解除をしたためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供に対して、取消料・違約料その他名目ですでに支払い、またこれから支払われなければならない費用があるときは、これをお客様のご負担といたします。この場合、当社は旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いたものを払戻しをいたします。
- (エ) 本条②の2の(ア)により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

第15条: 旅行代金の払い戻しの時期

1. 当社は、第12条1・2・4及び第14条の規定により、お客様に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払戻しをいたします
2. 本条1の規定は第18条または第2条で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

第16条: 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、受注型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するために当社の指示に従っていただきます

第17条: 添乗員と旅程管理

1. 添乗員の同行の有無は、募集パンフレット、またはホームページに明示いたします。
2. 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するため必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
3. 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示いたします
4. 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

第18条: 当社の責任

1. 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させたもの(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
2. お客様が次に掲げるような理由により、損害を被られた場合については、原則として本条1の責任を負うものではありません
- 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の变

- 更もしくは旅行の中止
- 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- 官公署の命令。外国の出入国規制または伝染病による隔離。
- 自由行動中の事故
- 食中毒
- 盗難
- 運送機関の遅延、不通・経路変更またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。

3. 手荷物について生じた本条1の規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様一人につき15万円を限度(当社の故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

第19条:特別補償

1. 当社は、第18条1に基づき当社の責任が準じるか否かを問わず、約款の別紙「特別補償規程」の定めるところにより、当社が実施する海外受注型企画旅行に参加するお客様が当該旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身に損害を被ったときは、お客様または法定相続人に死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円を支払います。また、所定の身の回り品に損害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」の定めるところにより、携帯品損害補償金(15万円を限度。但し、一個又は一対については、10万円)をお支払いいたします。但し、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済のフィルム、その他約款の別紙「特別補償規程」第18条第2項の定める品目については補償いたしません。この補償金支払いの後、当社が第18条1の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(または全部)に充当いたします。
2. お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、疾病などのほか、受注型企画旅行の日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング・ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗等のほか、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本条1の補償金及び見舞金をお支払いいたしません
3. 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「受注型企画旅行参加中」とはいたしません。

第20条:お客様の責任

1. お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はおお客様から損害を賠償を申し受けます
2. お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めていただきます。
3. お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください

第21条:オプションツアーまたは情報提供

1. 当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する受注型企画旅行(以下「当社企画・募集・実施のオプションツアー」といいます。))は募集パンフレットまたはホームページなどで「企画・実施:万達旅運株式会社」などと明示いたします。当社企画・募集・実施のオプションツアーに対する第19条(特別補償)の適用については、当社は主たる旅行契約の一部として取り扱います。
2. 募集パンフレットまたはホームページなどでオプションツアーの企画・募集・実施が当社以外の現地旅行社などである旨を明示した場合には、当社は当該オプションツアー(以下「他社企画のオプションツアー」といいます)参加中のお客様に発生した特別補償(第19条)で規定する損害に対しても、同条の規定に基づき損害賠償金をお支払いいたしますが、他社企画のオプションツアー一催行にかかる企画者の責任及びお客様の責任は、すべて他社企画のオプションツアーを進行するもの定めになります。

第22条:旅程保証

1. 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。))が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第18条1の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

(ア) 次に掲げる事由による変更

- 天災地変
- 戦乱
- 暴動
- 官公署の命令
- 欠航・不通・休業など運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
- 遅延・運送スケジュールなど当初の運航(運行)計画によらない運送サービスの提供
- ご旅行参加者の生命又は身体确保安全のため必要な措置

(イ) 第11条から第14条の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金をお支払いいたしません

(ウ) 募集パンフレットまたはホームページに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金をお支払いいたしません

2. 本条1の規定にかかわらず、当社が一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7条で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じた額を上限といたします。また、ひとつの旅行契約に基づきお支払いする変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金をお支払いいたしません
3. 本条1・2に基づき変更補償金をお支払いする場合でも、当社はおお客様の同意を得て、金銭による支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行う場合がございます。
4. 当社が本条18条の規定に基づき変更補償金をお支払いした後に、当該変更について当社に第18条の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更にかかる変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いいたします。

別表2 変更補償金(第二十九条第一項関係)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。		
注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。		
注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。		
注六 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。		

第23条:通信契約

1. 当社は、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金等の支払を受ける」ことを条件に電話、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受ける場合があります。(以下「通信契約」といいます。))ただし、当社らが提携会社と通信契約にかかわる加盟店契約がないなど、または業務上の理由なのでお受けいたしかねる場合もございます。
2. 通信契約により旅行契約の締結をする際は、お申し込みの際に、申込金の提出に代えてお申し込みをしようとするコース名、「旅行開始日」「カード名」、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カードの有効期限」などを当社らにお申し出いただきます。通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨の電話または郵便で通知する場合には、当社らがその通知を発したときに成立し、当社らが e-mail、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知による方法より通知した場合には、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。通信契約での「カード利用日」とは、会員及び当社らが旅行契約に基づく旅行代金などの支払いまたは払い戻し債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日(但し、契約成立日が旅行開始の前日から起算してさかのぼって22日目にあたる日より前の場合「22日目にあたる日(休業日にあたる日の場合は翌営業日)」)といたします。後者の場合は契約解除のお申し出の日(但し、契約解除のお申し出の日がすでに旅行代金のお支払い後(旅行代金のカード利用日以降)であった場合

- は、解除のお申し出のあった日の翌日から起算して7日以内となります。
3. 与信などの理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第14条の取消料と同額の違約金を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合は、この限りではございません
 4. 当社は通信契約を締結した後旅行代金の減額または通信契約が解除された場合、お客様に払い戻すべき金が生じたときは提携会社のカード会員規約に従ってお客様に対し当該金額を払戻いたします。この場合、当社は旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき金額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日といたします。

第24条: 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、パンフレット・ホームページ等に明示した日となります。

第25条: 個人情報の取り扱いについて

1. 当社及び募集パンフレットに記載の受託旅行者(以下「取扱旅行会社」といいます)は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
※このほか、当社及び取扱旅行会社では1. 会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。2. 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。3. アンケートのお願い。4. 特典サービスの提供。5. 統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただく場合がございます。
2. 当社は旅行先でのお客様のお買い物などの便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを、守秘義務契約を締結した土産物店に提供することがございます。この場合、お客様の氏名・パスポート番号及び搭乗される航空便名などにかかる個人データをあらかじめ電子的方法などで送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、当社のお問い合わせ窓口宛、出発前までにお申し出ください。
3. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

第26条: その他

1. お客様が個人的な案内・買い物などを添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病などの発生に伴う費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収にともなう諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
2. お客様の便宜を図るため土産物店にご案内する場合がございます。お買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。
3. 【事故のお申し出について】
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
4. 子供代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳以上12歳未満の方に適用いたします。また、幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空座席を使用しない方に適用し、別途ご案内いたします。但し、募集パンフレットまたはホームページ内で別に定めている場合はこの限りではございません。なお、幼児代金には滞在地上費は含まれておりません。また、幼児が航空機の座席を使用する場合は子供代金が適用になります(特別子供代金設定のあるコースを除く)
5. 当社の受注型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスのマイルを獲得できる場合がございますが、同サービスの登録、お問い合わせなどは原則として直接当該航空会社へ行っていただきます。また、契約書面や確定書面に記載した利用航空会社搭乗区間などの変更によりお客様が獲得できる予定であったマイルを受けられなくなった場合でも、当社は理由の如何にかかわらず責任を負いかねます。また、いかなる場合でも実際に搭乗がなされなかった場合には、当該航空会社は規定によりマイレージの積算をいたしません。
6. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
7. 当社所定の旅行申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合には、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交替とみなし、第13条のお客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もございます。この場合には、第14条の当社所定の取消料をいただきます。
8. 【空港税・燃油サーチャージについて】
旅行代金には空港税等及び運輸機関の課す燃油サーチャージ(原油の原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限る)は含まれておりません。航空券発券時に徴収することを義務付けられているものについては、旅行代金とは別に当社にて代行受領させていただきます。燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合には所定の取消料を申し受けます。

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、当社旅行業約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社らにご請求ください。